

令和7年度における指定校変更の取扱いについて(お知らせ)

調布市教育委員会では住所により通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。この学校を「指定校」と言います。その中で、「指定校変更審査基準」に該当する場合は、保護者の申請により就学する学校を変更することが可能です。

この度、令和7年度における指定校変更の取扱いについて下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。転居等を検討している場合は御参照ください。

なお、一部の小学校は、特に大規模なマンションをはじめとする住宅開発等による児童数の著しい増加に伴い、施設面の課題（教室不足）が見込まれることから、他学区からの受入れを制限している学校（以下、受入制限校）として指定しています。受入制限校については「指定校変更審査基準」に該当する場合でも、一部を除き不承認となります。

また、一度承認された場合でも、転居等の事由により申請内容に異動が生じたときには、再申請が必要となります。その際には、指定校変更が承認されず、転校となる場合もございますので御承知おきください。

記

1 令和7年度の受入制限校

第一小学校・滝坂小学校・若葉小学校	理由：学区内の児童数増加のため
-------------------	-----------------

※ ただし、下記指定校変更審査基準のうち、「1 転居等により現に通学している学校に引き続き通学を希望する」、「2 近い将来（1年以内に）転居することが確実である」、「9 兄又は姉が通学している（承認期間は兄姉の卒業まで）」場合については、期間に制限を設け承認しています。

※ 受入制限校は毎年見直しを行っていることから、今後の児童数の増加見込や施設整備状況等により、次年度対象の学校が変更となる場合があります。

※ 第一小学校、滝坂小学校の特別支援学級についても受入制限の対象となります。

2 指定校変更審査基準(調布市にお住まいの方で指定校以外の学校への通学を希望する場合)

1	転居等により現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。 ※受入制限校は承認期間に制限あり。
2	近い将来（1年以内に）、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。
3	指定校へ通学するよりも明らかに通学距離が短縮される隣接校への通学を希望するとき。
4	通学区域の境界に居住する場合で、隣接校への通学を希望するとき。 ※ 居宅の玄関が学区境の道路に面している場合のみ。
5	共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週30時間以上の勤務を行っている場合を指す。
6	自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 緊急時にその勤務地に子どもを引き取ることが可能であること。
7	共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童がいったん親類宅等に下校する場合、その親類宅等がある学区の小学校への通学を希望するとき。（承認期間は最長2年間です。） ※ 預かる者には、保護者と同等の責任が生じる。
8	児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。
9	兄又は姉が通学している小学校への通学を希望するとき。（転入学の時点で、兄姉が卒業している場合は除く。）
10	健康上の理由により、学校を変更することがのぞましいことが医師の診断書で明らかなき。

※ 審査基準の詳細については、調布市ホームページから次のとおり御確認ください。

トップページ>子育て・教育>学校・就学>入学・転入・転校>通学区域外の学校へ就学を希望する方へ>指定校変更承認基準 又は 指定校変更申請添付書類について

調布市ホームページ



3 転居に伴い現に通学している学校に引き続き通学を希望する場合

転居先が決まったら、必ず学校に連絡のうえ、学校長から、継続して通学することの内諾を得てください。

なお、この場合指定校変更が認められる期間は次のとおりです。

(1) 受入制限校

	隣接学区への転居	隣接学区以外への転居 及び市外への転出
1～4年生	学期末 または 学年末まで	学期末まで
5・6年生	最長で 卒業まで	

※ 受入制限校に通学する兄弟が5年生以上の場合、その弟妹の承認期間は、最長で兄弟が卒業するまで

(2) (1)以外の学校

学校長が認めた期間まで

4 転居等により現に通学している学校に引き続き通学をする場合の指定校変更に係るQ&A

(P.1 「2 指定校変更審査基準 1」の場合)

Q 1 過去に指定校変更をして、既に卒業まで承認をされている場合でも、兄弟の卒業と同時に弟妹は転校しなければならないのですか。

A 1 既に卒業まで指定校変更の承認を受けている児童については、学年に関わらず、卒業まで希望する学校に通学することが可能です。ただし、既に卒業まで指定校変更の承認を受けていても、転居等に伴い住所が変更となった場合は、再度申請が必要となり、上記3の承認期間が適用されます。

Q 2 兄弟姉妹がいる場合の承認期間はどのようになりますか。

A 2 兄弟の学年によって、承認期間が異なります。転居後も継続して現に通学している学校に通学を希望する場合、兄弟が2～4年生の場合は、兄弟（姉妹）全員が、学期末又は学年末までとなります。兄弟が5・6年生の場合は、最長で兄弟が卒業するまでとなり、兄弟の卒業と同時に、弟妹は原則転校となります。また、このときの制限内容によっては、再申請ののち、再度承認を決定する場合がありますので、再申請時の制限内容を御確認ください。

【例】

兄弟（姉妹）の年齢差 3歳差

承認期間		学年末まで	兄弟の卒業まで	兄弟の卒業まで	学年末まで	卒業まで	卒業まで
転居時の学年	兄弟	4年	5年	6年			
	弟妹	1年	2年	3年	4年	5年	6年

指定校変更申請①
兄弟：卒業まで
弟妹：兄弟の卒業まで

指定校変更申請②
弟妹：卒業まで
※このときの制限内容によって承認を決定
(学校の児童数が多い場合等は受入不可)

また、兄弟が6年生、弟妹が5年生時に転居した場合は、どちらも卒業までとなりますが、兄弟が5年生、弟妹が4年生時に転居した場合は、弟妹の承認期間は兄弟の卒業までとなり、その後の再申請については、申請時の基準によるものとなりますので御留意ください。

【例】

兄弟（姉妹）の年齢差 1歳差

承認期間		学年末まで	学年末まで	学年末まで	兄弟の卒業まで	卒業まで	卒業まで
転居時の学年	兄弟	2年	3年	4年	5年	6年	
	弟妹	1年	2年	3年	4年	5年	6年

指定校変更申請①
兄弟：卒業まで
弟妹：兄弟の卒業まで

指定校変更申請②
弟妹：卒業まで
※このときの制限内容によって承認を決定
(学校の児童数が多い場合等は受入不可)

承認期間については上記のとおりです。転居時期、兄弟姉妹の学年によって承認期間や申請項目が異なりますので、学区外への転居をお考えの際は御留意ください。また、御家庭の状況に合わせて案内いたしますので、学務課まで御連絡ください。

Q 3 既に指定校変更で受入制限校に通学しているが、その後転居した場合はどのように扱うのですか。

A 3 既に指定校変更の承認を受けている場合でも、住所を変更した時点で、それまでの指定校変更の承認は失効します。転居先が学区外の場合は再度申請が必要です。その場合、学校長から継続して通学することの内諾を得たうえで申請を行ってください。なお、承認期間は、上記3のとおりです。

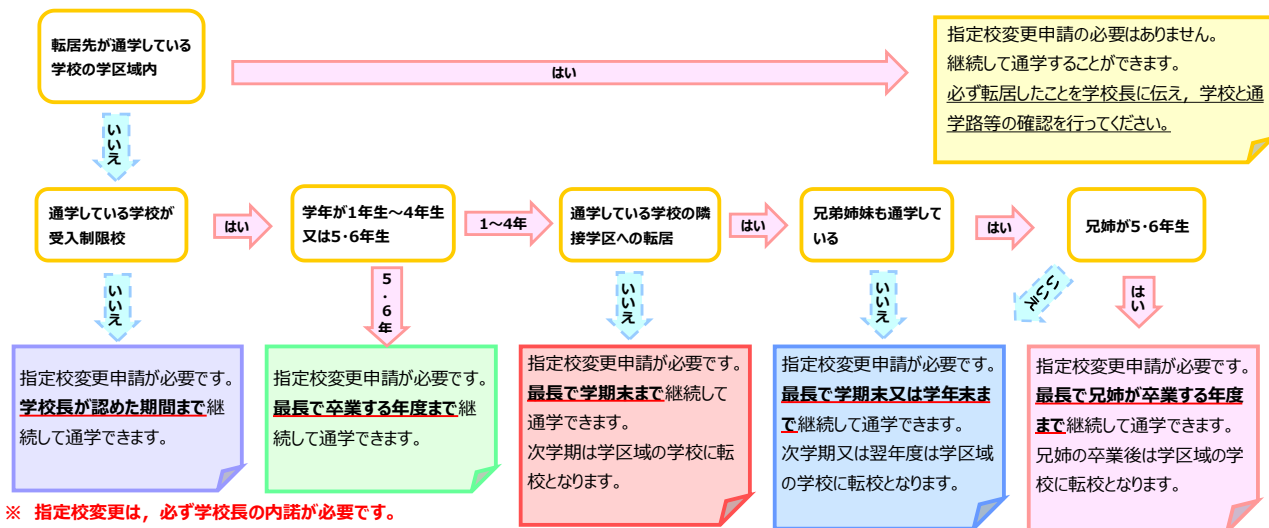
また、同一マンション内や隣家への住所変更であっても、継続して現に通学をしている学校への通学を希望する場合は、改めて指定校変更申請が必要となります。その場合、再申請時の基準で承認・不承認の審査を行いますので、承認期間が短くなる場合があります。（以前承認されていた場合であっても、申請時における基準に基づく審査となるため、必ずしも同様に承認されるとは限りませんので、御留意ください。）

在籍校の学区内に転居した場合は、その在籍校が指定校となるため、手続きは不要です。

5 指定校変更の承認期間が令和6年度末までの方

現在、指定校変更の承認により学区外の学校に通学している児童で、指定校変更の承認期間が令和6年度末の方については、令和7年1月下旬頃学務課から手続きについての案内を送付いたしますので御確認ください。

6 転居に伴う指定校変更のフローチャート



7 指定校変更に関するお問合せ先

調布市教育委員会学務課学務係
TEL 042-481-7473・7474
Email gakumu@city.chofu.lg.jp